

# 平成26年度 北海道の人事行政運営状況

北海道の人事行政の運営状況について

1 任用

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
一般行政部	議会	70	70	0	
	総務企画	2,250	2,213	△37	事務の統廃合縮小
	税務	746	731	△15	事務の統廃合縮小
	民生	1,103	1,117	14	ケースワーカー・児童福祉司の増加
	衛生	1,810	1,807	△3	事務の統廃合縮小
	労働	397	381	△16	事務の統廃合縮小
	農林水産	3,881	3,806	△75	事務の統廃合縮小
	商工土木	445	439	△6	事務の統廃合縮小
門	小計	13,079 (523)	12,888 (580)	△191 (57)	
特部別門行政	教育	47,300	46,884	△416	学級数の減に伴う教員等の減少
	警察	11,858	11,883	25	
	小計	59,158 (216)	58,767 (207)	△391 (△9)	
公会営計企部業門等	病院	894	835	△59	病院の廃止、病棟再編
	下水道	10	9	△1	事務の統廃合縮小
	その他	90	88	△2	事務の統廃合縮小
	小計	994 (17)	932 (25)	△62 (8)	
合計		73,231 (756)	72,587 (812)	△644 (56)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

(2) 職員数適正化の数値目標及び進捗状況

① 職員数適正化の数値目標

知事部局では、平成17年度から平成27年度までに、職員数の35%を削減することを目標とした「職員数適正化計画」に基づき、職員数の適正化を推進しています。

② 「職員数適正化計画」の基本的な考え方

厳しい行財政環境のもと、職員数の削減目標を着実に達成するため、次の3つの基本的な考え方に基づいて、職員数の適正化を進めています。

ア 新規採用の抑制と早期退職の促進

新規採用については、計画期間中、道民の生命・安全に著しい支障を及ぼすおそれのある職種や法令により配置が義務付けられている職種以外の新規採用の抑制の徹底を図る。

また、早期退職については、組織の活性化や公務能率の増進に資する観点から、定年前の早期勧奨退職制度の活用を図り、促進していく。

イ 「道組織の見直し方針」との一体的な推進

「道組織の見直し方針(平成21年3月策定)」においては、道を取り巻く状況・課題を踏まえ、今後の道組織のあるべき姿や見直しの方向性を示し、道が直接担うべきコア業務について、「政策展開」と「行政改革」の両方の視点から見直しを行うこととしており、見直し方針との整合性を図りながら、職員数の適正化を着実に推進する。

ウ 「新・北海道職員人材育成推進計画」の着実な実施

「新・北海道職員人材育成推進計画(平成21年3月策定)」に沿った人材育成方策を着実に実施することにより、職員一人ひとりの資質・能力の向上を図り、スリムでスピーディーな「コンパクト道庁」の構築を円滑に推進する。

③ 「職員数適正化計画」の進捗状況

「職員数適正化計画」の推進に当たっては、(2)②の手法に基づく見直しを実施するとともに、新たな行政需要に対応するため、スクラップ・アンド・ビルドの原則に立ち、組織機構改正等を実施した結果、平成17年度から平成26年度にかけて、知事部局において、5,885名の職員削減を実施したところです。

(単位：人)

区分 対象部局		計画の起点 H17.4.1 現在員数	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H28.4.1 (目標年)
		知事部局	職員数	19,489	16,412	15,008	14,658	14,158	13,862
	削減数		533	1,404	350	500	296	258	
	累計 (進捗率)		3,077 (44.7%)	4,481 (65.0%)	4,831 (70.1%)	5,331 (77.4%)	5,627 (81.7%)	5,885 (85.4%)	

(注) 計画の対象は知事部局職員(本庁各部(局)、部出先機関、(総合)振興局)のみであることから、職員数は前記1(1)表の職員数合計とは一致しません。

(3) 職員の採用及び退職等の状況(平成26年度)

【知事部局等】

(単位：人)

区分 職種	採用	離職							合計
		退職				免職			
		定年	勸奨	死亡	自己都合・その他	分限	懲戒	失職	
一般行政職	280	317	61	11	97	0	0	0	486
医療職	131	42	13	2	86	0	0	0	143
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 (構成比)	411	359 (57.1)	74 (11.7)	13 (2.1)	183 (29.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	629

【教育委員会】

区分 職種	採用	離職							合計
		退職				免職			
		定年	勸奨	死亡	自己都合・その他	分限	懲戒	失職	
一般行政職	139	147	17	4	69	0	1	0	238
医療職	4	1	3	0	10	0	0	0	14
技能労務職	0	24	2	0	1	0	0	0	27
教育職	1,753	977	184	33	1,207	1	16	0	2,418
合計 (構成比)	1,896	1,149 (42.6)	206 (7.6)	37 (1.4)	1,287 (47.7)	1 (0.1)	17 (0.6)	0 (0.0)	2,697

【警察本部】

区分 職種	採用	離職							合計
		退職				免職			
		定年	勸奨	死亡	自己都合・その他	分限	懲戒	失職	
一般行政職	64	19	7	0	25	0	0	0	51
医療職	2	0	0	0	1	0	0	0	1
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察職	502	254	59	3	234	0	1	0	551
合計 (構成比)	568	273 (45.3)	66 (10.9)	3 (0.5)	260 (43.1)	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)	603

- (注) 1 「一般行政職」欄には、他に区分されない職種を含めています。  
 2 知事部局等に、教育委員会、道警本部以外の各種委員会分を含めています。  
 3 再任用職員を含みません。

## (4) 障害者の雇用状況

(各年6月1日現在)

区 分	平成25年度					平成26年度				
	①対象職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数	⑤法定雇用率	①対象職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数	⑤法定雇用率
知事部局	13,491人	324人	2.40%	0人	2.3%	13,272.5人	342.5人	2.58%	0人	2.3%
企業局	88人	2人	2.27%	0人	2.3%	88人	2人	2.27%	0人	2.3%
道議会事務局	71.5人	2人	2.80%	0人	2.3%	70.5人	0人	0.00%	2人	2.3%
監査委員事務局	52.5人	1人	1.90%	0人	2.3%	51.5人	1人	1.94%	0人	2.3%
警察本部	1,398.5人	33人	2.36%	0人	2.3%	1,410.5人	29人	2.06%	3人	2.3%
教育委員会	31,520人	566人	1.70%	127人	2.2%	31,280人	568人	1.82%	120人	2.2%

注) 1 ①欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数です。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員（週所定労働時間20時間以上30時間未満）以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしています。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の「対象職員数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の「障害者数」を減じて得た数であり、④欄の「不足数」が0となることをもって法定雇用率達成となります。

したがって、③欄の「実雇用率」が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合は法定雇用率達成となります。

## 2 給与

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 24年度の人件費率
25年度	26.1.1 5,441,079人	千円 2,467,472,124	千円 2,846,658	千円 629,037,342	% 25.5	% 26.3

## (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26年度	71,263人 (1,180人)	千円 298,989,192 (1,936,883)	千円 61,405,352 (164,829)	千円 115,049,749 (385,700)	千円 475,444,293 (2,487,412)	千円 6,671 (2,108)

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 給与費は補正後の予算に計上された額です。

3 ( )内は、再任用短時間勤務職員で、外書きです。

## (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区分	北 海 道			国		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均俸給月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	333,403円	377,386円	45.4歳	335,000円	408,472円	43.5歳
教育職(中・小)	380,721円	392,174円	43.1歳			
教育職(高校)	371,235円	402,047円	44.3歳			
警 察 職	307,772円	349,123円	38.8歳	316,666円	367,707円	41.3歳

(注) 1 平均給与月額は、給料の月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤勤務手当、へき地手当、寒冷地手当（年額の1/12）の合計額です。

2 教育職(中・小)及び教育職(高校)については、国に対応する給料表がありません。

3 道においては、給料月額の2%～8%、管理職手当の8%～10%の独自縮減を実施しており、上記月額は縮減後の額です。

## (4) ラスパイレス指数の状況（平成26年4月1日）

北海道職員の一般行政職の給与水準は、国家公務員を100としたラスパイレス指数でみると、都道府県の平均99.9に対して95.7となっています。

(5) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日）

区 分		北海道	国
		決定初任給	決定初任給
一般行政職	大学卒	172,200 円 (168,756 円)	172,200 円
	高校卒	140,100 円 (137,298 円)	140,100 円
教育職 (中・小)	大学卒	192,800 円 (188,944 円)	/
	高校卒	148,800 円 (145,824 円)	
教育職 (高 校)	大学卒	192,800 円 (188,944 円)	
	高校卒	148,800 円 (145,824 円)	
警 察 職	大学卒	192,300 円 (188,454 円)	200,000 円
	高校卒	161,500 円 (158,270 円)	161,500 円

(注) ( )内は、給料月額の独自縮減後の額です。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	251,413 円	298,683 円	351,178 円
	高校卒	208,967 円	258,271 円	300,485 円
教育職(中・小)	大学卒	296,612 円	351,765 円	384,750 円
教育職(高 校)	大学卒	296,985 円	351,242 円	391,446 円
警 察 職	大学卒	270,073 円	325,442 円	367,862 円
	高校卒	240,907 円	280,676 円	336,219 円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合における採用後の年数をいうものです。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
標準的な 職務内容		主事 技師	主事 技師	主任	本庁の主査 (総合)振興 局の係長	本庁の主幹 (総合)振興 局の課長 (総合)振興 局の出張所長	本庁の主幹 (総合)振興 局の課長
職 員 数		1,030 人	826 人	1,995 人	7,153 人	1,805 人	1,735 人
構 成 比		6.7 %	5.4 %	13.0 %	46.7 %	11.8 %	11.3 %
参 考	1 年 前 の 比	5.7 %	5.1 %	15.0 %	44.7 %	13.3 %	11.2 %
	5 年 前 の 比	3.2 %	6.2 %	21.8 %	37.1 %	16.9 %	10.1 %

区 分		7 級	8 級	9 級	10 級	計
標準的な職務内容		本庁の課長(総合)振興局の部長(総合)振興局の室(次)長	本庁の課長(総合)振興局の部長	本庁の部次長(総合)振興局長	本庁の部長	
職員数		341 人	267 人	166 人	13 人	15,331 人
構成比		2.2 %	1.7 %	1.1 %	0.1 %	100 %
参 考	1 年 前 の 構 成 比	2.5 %	1.5 %	1.0 %	0.1 %	100 %
	5 年 前 の 構 成 比	2.3 %	1.4 %	0.8 %	0.1 %	100 %

- (注) 1 北海道職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(8) 昇給の状況 (平成26年4月1日現在)

昇給については、本庁課長級以上の職員については、勤務実績評価に基づき昇給区分を決定し、その他の一般職員については所属からの勤務成績の報告に基づき、昇給を実施しています。

【本庁課長级以上】

区 分		昇給号俸数	
		高齢層職員以外の職員	高齢層職員
上位区分	勤務成績が極めて良好	8号俸	4号俸
	勤務成績が特に良好	6号俸	3号俸
標準	勤務成績が良好	3号俸	2号俸
下位区分	勤務成績がやや良好でない	2号俸	1号俸
	勤務成績が良好でない	0 (昇給しない)	0 (昇給しない)

- (注) 現在、給与の独自縮減措置として上位区分は適用していません。

【一般職員】

区 分		昇給号俸数	
		高齢層職員以外の職員	高齢層職員
標準	勤務成績が良好	4号俸	2号俸
下位区分	勤務成績が良好でない	3号俸以下	1号俸以下

(9) 職員手当の状況

区分	北海道	国						
期末手当	(26年度支給割合)				(26年度支給割合)			
勤勉手当	期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
	一般職員	特定幹部	一般職員	特定幹部	一般職員	特定幹部	一般職員	特定幹部
	6月期	1.225月分 (0.65)月分	1.025月分 (0.55)月分	0.725月分 (0.35)月分	0.925月分 (0.45)月分	0.675月分 (0.325)月分	0.875月分 (0.425)月分	
	12月期	1.375月分 (0.8)月分	1.175月分 (0.7)月分	0.725月分 (0.35)月分	0.925月分 (0.45)月分	0.825月分 (0.375)月分	1.025月分 (0.475)月分	
計	2.60月分 (1.45)月分	2.2月分 (1.25)月分	1.45月分 (0.70)月分	1.85月分 (0.90)月分	2.60月分 (1.45)月分	2.2月分 (1.25)月分	1.50月分 (0.70)月分	1.90月分 (0.90)月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5～20% 管理職加算 10～25%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5～20% 管理職加算 10～25%			
退職手当	(26年4月1日現在) (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.70月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分  その他の加算措置 定年前早期退職(2～30%加算)  退職時特別昇給 なし				(26年4月1日現在) (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.70月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分  その他の加算措置 定年前早期退職(2～45%加算)  退職時特別昇給 なし			

(注) 期末手当、勤勉手当の項中の( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

地域手当	支給対象地域	札幌市	東京都特別区	大阪府大阪市	愛知県名古屋市	医師
(平成26年 4月1日 現在)	支給率	3%	18%	15%	12%	15%
	支給対象職員数	21,255人	57人	2人	3人	150人
	国の制度(支給率)	3%	18%	15%	12%	15%

特殊勤務手当	区分	全職種
(平成26年 4月支給 実績)	職員全体に占める手当支給職員の割合	36.2%
	支給職員1人当たり平均支給月額	14,700円
	手当の種類(手当数)	45種類
	代表的な手当の名称	医学研究調査手当、税務手当、職業訓練手当、 社会福祉業務手当、教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当、作業手当、夜間特殊業務手当

時 間 外 勤 務 手 当	支 給 実 績 ( 平 成 2 5 年 度 決 算 )	7, 7 5 8, 3 5 5 千 円
	職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 ( 平 成 2 5 年 度 決 算 )	2 9 3 千 円
	支 給 実 績 ( 平 成 2 4 年 度 決 算 )	7, 7 8 8, 7 8 1 千 円
	職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 ( 平 成 2 4 年 度 決 算 )	2 8 3 千 円

(平成26年4月1日現在)

区 分	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 (月額：配偶者 13,000 円、扶養親族 1 人 6,500 円～ 11,500 円)	同	
住居手当	借家等に居住する職員又は単身赴任している職 員の配偶者等が借家等に居住している場合に支 給。 (月額 27,000 円以内)	同	
通勤手当	通勤のために交通機関を利用、又は交通用具を 使用している職員に支給。 (交通機関：月額 55,000 円以内 交通用具：月額 31,600 円以内)	異	支給額 (道) 2,000 円～ 31,600 円 (国) 2,000 円～ 24,500 円



(10) 給与独自縮減の状況

道では厳しい財政状況にかんがみ、平成 11 年より独自縮減措置を実施しており、平成 24 年度以降は次のとおり給与を縮減して支給しています。

項目	縮減の内容					
給料月額	区分		H24	H25.4～	H25.7～ (※)	H26～H27
	管理職員	課長相当職以上	▲ 9 %	▲ 9 %	▲ 9.77 %	▲ 8 %
		主幹相当職	▲ 9 %	▲ 8.7 %	▲ 8.7 %	▲ 7.4 %
	一般職員	下記以外の職員	▲ 4.8 %	▲ 4.5 %	▲ 7.15 %	▲ 2.9 %
30 歳以下の職員		▲ 4 %	▲ 4 %	▲ 4.77 %	▲ 2 %	
管理職手当	区分	H24～H25		H26～H27		
	課長相当職以上	管理職手当の支給額を▲ 20 %		管理職手当の支給額を▲ 10 %		
	主幹相当職	管理職手当の支給額を▲ 20 %		管理職手当の支給額を▲ 8 %		
期末手当 勤勉手当	区分		内容			
	H24.6～ H25.6	管理職員		算出基礎額のうち「役職段階別加算額」▲ 1/3		
		一般職員		算出基礎額のうち「役職段階別加算額」▲ 1/4		
	H25.12 (※)	管理職員		期末・勤勉手当の支給額を▲ 9.77 %		
		一般職員	役職段階別加算割合 15 %	期末・勤勉手当の支給額を▲ 9.77 %		
			役職段階別加算割合 10 %	期末・勤勉手当の支給額を▲ 8.20 %		
役職段階別加算割合 5 %			期末・勤勉手当の支給額を▲ 4.60 %			

(※) 国からの給与減額要請に基づき、国家公務員に準じた給与減額支給措置を実施。

3 勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

① 1 日の勤務時間

一般の職員	教育職員	警察職員
7 時間 45 分	7 時間 45 分	7 時間 45 分

② 職員の一般的な勤務時間

開始時間	終了時間	休憩時間
8 時 45 分	17 時 30 分	12 時 00 分 ～ 13 時 00 分

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況（平成26年1月1日～平成26年12月31日）

【知事部局】	総使用日数(a)	全対象職員数(b)	平均使用日数(a)/(b)
	138,073 日	12,646 人	10.9 日
【教育委員会】	総使用日数(a)	全対象職員数(b)	平均使用日数(a)/(b)
	190,073 日	14,546 人	13.1 日
【警察本部】	総使用日数(a)	全対象職員数(b)	平均使用日数(a)/(b)
	90,285 日	11,249 人	8.2 日

(注) 全対象職員数とは、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの全期間に在職した一般職員（教育委員会においては、市町村立学校等に勤務する道費負担の職員を除く）に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除くものとし、それらの職員を除いた職員の使用した年次有給休暇の合計数を総使用日数としています。

(3) 特別休暇等の状況

(平成26年4月1日現在)

種 類		付与日数
1	公民権行使休暇	必要と認められる期間
2	官公署出頭休暇	必要と認められる期間
3	骨髄移植等休暇	必要と認められる期間
4	ボランティア休暇	5日以内
5	結婚休暇	5日以内
6	妊娠障害休暇	14日以内
7	産前休暇	産前8週間から必要期間
8	産後休暇	産後8週間
9	育児休暇	1日2回合わせて2時間以内
10	生理休暇	1回につき3日以内
11	配偶者出産休暇	3日以内
12	育児参加休暇	5日以内
13	子の看護休暇	5日以内（子が2人の場合は10日以内、3人以上の場合は15日以内）
14	短期介護休暇	5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）
15	忌引休暇	1～7日以内
16	法要祭日休暇	1日以内
17	夏季休暇	7～9月で3日以内
18	リフレッシュ休暇	勤続30年 3日以内 勤続20年 2日以内
19	住居滅失休暇	7日以内
20	災害事故休暇	必要と認められる期間
21	災害時退勤休暇	必要と認められる期間

## (4) 介護休暇の取得状況（平成26年度中）

（単位：人）

	介護休暇 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）								
		計	配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄 弟 姉 妹	孫	その他
男性職員	20	20	5	9	6	0	0	0	0	0
女性職員	31	31	1	22	7	1	0	0	0	0
計	51	51	6	31	13	1	0	0	0	0

	休暇の取得形式			
	計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	20	16	4	0
女性職員	31	21	10	0
計	51	37	14	0

	承認期間							
	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え	
男性職員	20	6	2	1	3	2	6	
女性職員	31	12	3	2	2	1	11	
計	51	18	5	3	5	3	17	

## 4 休業

## (1) 育児休業等の利用状況（平成26年度）

## ① 育児休業及び育児のための部分休業並びに育児短時間勤務の取得者数

（単位：人）

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	平成26年度中に新たに育児休業等が取得可能とな った職員 (育児休業等 対象者数)			
				うち育児休 業取得者数	うち部分休 業取得者数	うち育児 短時間勤務 取得者数	
男性職員	22 ----- 3	1 ----- 1	2 ----- 0	1,028	13	0	1
女性職員	576 ----- 863	38 ----- 48	13 ----- 22				
計	598 ----- 866	39 ----- 49	15 ----- 22	1,582	542	12	4

(注) 1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者」、「育児短時間勤務取得者数」欄の上段には平成26年度に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者、下段には育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）の期間が平成25年度以前から26年度にかけて引き続けている者の数です。

2 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者」、「育児短時間勤務」欄の上段の平成26年度に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者の数には「平成26年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者」と「平成25年度以前に育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）が取得可能となったが、平成26年度に新規に育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者」の両方が含まれますので、「平成26年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」の「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」、「うち育児短時間勤務取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではありません。また下回ることもありません。

## ② 育児休業及び部分休業並びに育児短時間勤務の承認期間（平成26年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

## (ア) 育児休業承認期間

（単位：人）

	育児休業承認期間						
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え1 年6月以下	1年6月超 え2年以下	2年超え2 年6月以下	2年6月超 え	合計
男性職員	9	11	1	0	0	1	22
女性職員	12	129	118	102	82	133	576
計	21	140	119	102	82	134	598

(イ) 部分休業承認期間

	部分休業承認期間						合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
男性職員	1	0	0	0	0	0	1
女性職員	24	10	1	1	2	0	38
計	25	10	1	1	2	0	39

	1日の部分休業取得期間（平均）					合計
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え		
男性職員	0	0	0	1	1	1
女性職員	4	21	7	6	38	38
計	4	21	7	7	39	39

(ウ) 育児短時間勤務承認期間

	育児短時間勤務承認期間					合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え		
男性職員	0	1	0	1	2	2
女性職員	2	1	2	8	13	13
計	2	2	2	9	15	15

(2) 自己啓発等休業の利用状況（平成26年度）

① 自己啓発等休業の取得者数（単位：人）

	自己啓発等休業 取得者数	大学等 課程の履修	国際貢献 活動
男性職員	2	1	1
	0	0	0
女性職員	1	0	1
	1	1	0
計	3	1	2
	1	1	0

（注）1 「自己啓発等休業取得者数」、「大学等課程の履修」及び「国際貢献活動」欄の上段には平成26年度中に新たに自己啓発等休業を取得した者、下段には自己啓発休業の期間が平成25年度以前から26年度にかけて引き続いている者の数です。

② 自己啓発等休業の承認期間（平成26年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について）

（単位：人）

	自己啓発等休業承認期間				合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下		
男性職員	0	2	0	2	2
女性職員	0	1	0	1	1
計	0	3	0	3	3

(3) 配偶者同行休業の利用状況（平成26年度）

① 配偶者同行休業の取得者数（単位：人）

	配偶者同行休業 取得者数	配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での 勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学 における 修学	その他
男性職員	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

(注) 1 「配偶者同行休業取得者数」、「外国での勤務」、「事業経営その他個人が業として行う活動」、「外国の大学における修学」及び「その他」欄の上段には平成26年度中に新たに配偶者同行休業を取得した者、下段には配偶者同行休業の期間が平成25年度以前から26年度にかけて引き続いている者の数です。

② 配偶者同行休業の承認期間（平成26年度中に新たに自己啓発休業を取得した職員について）  
（単位：人）

	自己啓発休業承認期間			
	1年以下	1年を超え 2年以下	2年を超え 3年以下	合計
男性職員	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(4) 修学部分休業の利用状況（平成26年度）

① 修学部分休業の取得者数（単位：人）

	修学部分休業 取得者数
男性職員	0
	1
女性職員	0
	0
計	0
	1

(注) 1 「修学部分休業取得者数」の上段には平成26年度中に新たに修学部分休業取得した者、下段には修学部分休業の期間が平成25年度以前から26年度にかけて引き続いている者の数です。

② 修学部分休業の1週間の取得時間（平均）（平成26年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）  
（単位：人）

	修学部分休業の1週間の取得時間（平均）				
	5時間以下	5時間を超え 10時間以下	10時間を超え 15時間以下	15時間を超え 20時間以下	合計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(5) 高齢者部分休業の利用状況（平成26年度）

① 修学部分休業の取得者数（単位：人）

	高齢者部分休業 取得者数
男性職員	0 ----- 0
女性職員	0 ----- 0
計	0 ----- 0

(注) 1 「高齢者部分休業取得者数」の上段には平成26年度中に新たに修学部分休業取得した者、下段には高齢者部分休業の期間が平成25年度以前から26年度にかけて引き続いている者の数です。

② 高齢者部分休業の1週間の取得時間（平均）（平成26年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）  
（単位：人）

	修学部分休業の1週間の取得時間（平均）				合 計
	5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間以下 20時間以下	
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

5 分限及び懲戒（平成26年度）

(1) 分限処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	1	0	0	1
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	0	989	0	989
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	1	0	0	0	1
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	0	0	1	0	1
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	0	0	0	0	0
合 計	1	1	990	0	992
法第28条第4項により失職した者					0

(注) 1 法とは地方公務員法をいいます。

2 対象職員は、一般職に属するすべての職員です。

3 分限処分者数

ア 条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準ずる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者としています。

イ 平成26年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしています。

ウ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしています。

エ 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延数です。

(2) 懲戒事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	1	3	3	1	8
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	18	10	2	1	31
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)	96	85	9	16	206
合 計	115	98	14	18	245

6 服務規律の遵守に関する取組（平成26年度）

任命権者	取組	その内容	周知方法等
全任命権者	公務員倫理	倫理条例等の周知徹底及び倫理感の保持かん養等	職員向け情報サイトを通じた情報提供 公務員倫理研修の実施等
全任命権者	綱紀保持等	綱紀の厳正な保持の周知徹底	通達の施行等

7 研修の実施状況（平成26年度）

ア 知事部局等

研修区分	任命権者	研修名等	修了者数等
自己啓発	知事部局、企業局、議会議務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、連合会区漁業調整委員会事務局、教育委員会（学校職員以外の職員）	自主研究グループ 通信教育	23 グループ 22 人
職場研修	知事部局、企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局	公務員倫理研修 道政課題等研修 等	1,839 回
職場外研修	知事部局、企業局、議会議務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、連合会区漁業調整委員会事務局、教育委員会（学校職員以外の職員）	階層別研修 （新採用職員研修Ⅰ 等）	2,157 人
		能力開発研修 （コミュニケーション力向上研修 政策科学研修 等）	1,359 人
		各部研修 （新任税務職員研修 等）	509 人
		委託研修（自治大学校 等）	40 人
	監査委員事務局	自治体監査職員事務講習会 等	15 人
	労働委員会事務局	専門研修 等	7 人

イ 教育委員会

研修区分		研修名等	修了者数等
職場研修	学校職員以外の職員、学校職員	公務員倫理研修、教育行政課題研修 等	351 回
職場外研修	学校職員	基本研修 （初任者研修、10年経験者研修 等）	2,668 人
		専門研修 （教育課程研究協議会、生徒指導研究協議会 等）	7,506 人
		課題研修 （学校経営研修講座 等）	91 人
		派遣研修 （教員長期研修派遣（大学院研修派遣） 等）	45 人
		行政職員研修 （新採用事務職員研修、新任事務長研修 等）	468 人
	学校職員以外の職員	新任指導主事研修、新任社会教育主事研修 等	59 人

ウ 警察本部

研修区分		研修名等	修了者数等
自己啓発		通信教育講座の紹介（パンフレットを全所属に配布） 教育図書のおすすめ、紹介（全所属に配布）	全所属配布
職場研修		教養セミナー（幹部に求められる傾聴力 等）	3 回
職場外研修		採用時教養研修 （初任科研修 等）	874 人
		各級昇任時教養研修 （警部補任用科（管区担当）研修 等）	654 人
		部門別任用時教養研修 （生活安全任用科研修 等）	179 人
		専科教養研修 （各部門別に実施）	1,423 人
		委託教養研修 （警察緊急自動車課程交通取締用自動車等運転技能訓練（二輪） 等）	44 人
		その他研修 （警視昇任時研修 等）	249 人



8 勤務成績の評定の概要

人事評価については、各任命権者ごとに実施しておりますが、代表として知事部局の概要を掲載します。

**平成26年度人事評価の実施概要**

第1 目的

人事評価は、職員の勤務の実績、執務に関連して見られた職員の能力、適性等を記録し、これを職員の指導監督の指針及び人事異動その他人事上の基礎資料とすることにより、職員の能力の育成、適正配置など、公正かつ合理的な人事管理と公務能率の向上を図ることを目的としています。

第2 対象職員

人事評価は、次に掲げる職員以外の職員（北海道に復帰することを前提とした退職派遣者を含む。）を対象として実施しました。

- (1) 本庁部長及び同相当職
- (2) 非常勤又は臨時的任用職員
- (3) 前各号のほか、別に要領で定める職員

第3 評価の方法

管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）を対象とする人事評価は「人事評価記録」により、その他の職員を対象とする人事評価は「人材育成等個人記録」により行いました。

また、診療所長、サハリン事務所長、専門参事については、「人事評価記録」により行いました。

第4 評価者等

評価者等の基準は、別表のとおりとしました。ただし、これによりがたい場合には、これと異なる管理職員を評価者等とすることができることとしました。

第5 基準日及び期間

- 1 平成26年10月1日を基準日として前1年間について作成しました。
- 2 前項に定めるもののほか、特に必要と認める場合、総務部長の通知するところにより、人事評価を行うことができることとしました。

第6 職員に対する指導

管理職員は、評価の結果に基づいて、部下職員に対し、常に適切な指導、助言等を行わなければならないこととしました。

第7 評価結果の公開等

作成後の「人事評価記録」及び「人材育成等個人記録」は、公開しないものとし、その取扱いには、特に慎重を期するものとしました。

第8 評定結果の活用

評定結果については、昇任・昇格、配置転換及び人材育成に活用しました。

第9 評定者訓練の実施状況

新任主幹級職員に対し、「人事評価者研修」を実施しました。また、各所属において、人材育成等個人記録の調整者（本庁課長級職員等）を指導者として、「人事評価研修」（年1回必須。対象者は各所属主幹級等の評価者）を実施しました。

（別表）

「人事評価記録」評定者

対 象 者	第一評定者	第二評定者	最終確認者
本庁部次長等 本庁課長、参事等 本庁主幹、主任技師等 （総合）振興局副局長 （総合）振興局部長 （総合）振興局課長等 出先機関の長等（特に困難な出先の長級以上） 出先機関の次長、部長、副所長等（本庁課室長級以上） 出先機関の課長、出張所長等（総括普及指導員級以下）	部長等 部次長等 課長等 （総合）振興局長 （総合）振興局副局長 （総合）振興局部長等 所管部長等 出先機関の長又は部次長 出先機関の次長、部長等	部長等 部次長等  （総合）振興局長 （総合）振興局副局長  所管部長等 出先機関の長又は部次長	副知事 副知事 部長等 副知事 副知事 （総合）振興局長 副知事 副知事 所管部長等

「人材育成等個人記録」作成者及び調整者

対 象 者	作 成 者	調 整 者
本庁の職員 （総合）振興局の職員 出先機関の職員	本庁主幹 （総合）振興局課長等 出先機関の管理職員	本庁課長等 （総合）振興局部長等 出先機関の長等

9 福祉及び利益の保護（平成26年度）

(1) 職員の福利厚生の実施状況

任命権者	項目	事業名	事業概要
知事部局	職員福利厚生・健康管理等	福利事業	各種福利厚生施設の維持管理
		職員福利厚生事務	健康・法律・退職等の相談業務やライフプランの支援等、職員の福利厚生を促進するための事業
		安全衛生管理事業	快適な職場環境を形成し、職員の健康の保持増進を図るための職場環境測定及び分煙の促進
		職員健康診断事業	全職員を対象とする一般定期健康診断や特定作業従事職員を対象とする特別健康診断等の実施
		職員保健指導事業	職員の健康管理及び心とからだの健康づくりを目的とする健康相談、健康教育、保健指導等の実施
	職員公宅	共済資金住宅年賦金	地方職員共済組合が建設した職員公宅の賃借料及び購入年賦金の支払い
		職員公宅維持管理事業	職員公宅の小破修繕、長寿命化を図る大型改修工事及び法令に基づき各種保守点検等並びに職員公宅の一時的な不足を補うための民間住宅の借り上げ
教育委員会	福利厚生	公立学校教職員等退職準備事業	教職員等の生涯生活設計に関する自助努力を支援することにより、意欲の向上や勤務能率の増進を図る
	健康管理	職員健康診断事業	事務局及び道立学校職員を対象とした定期健康診断や特定作業従事職員を対象とする特別健康診断等を実施し、職員の健康の保持増進を図る
		職員健康管理事業	事務局及び道立学校職員を対象とした職員の健康管理充実のためにメンタルヘルス対策や労働安全衛生管理体制の整備等を図る
警察本部	福利厚生	生涯生活設計事業	職員が在職中はもとより退職後においても豊かで充実した人生を送るため、各世代におけるライフステージに応じた生涯生活設計を確立できるよう、自己啓発等を推進
	健康管理	職員健康診断事業	警察職員を対象とする一般定期健康診断や特定作業従事職員を対象とする特別健康診断等の実施
		職員保健指導事業	職員の健康管理及び心とからだの健康づくりを目的とする健康相談、健康教育及び保健指導等の実施

(2) 公務災害等の状況

(単位：人)

	区分	平成25年度 認定件数	平成26年度 認定件数	平成25年度 からの増減
知事部局	公務災害	70	68	△2
	通勤災害	20	25	+5
	合計	90	93	+3
教育委員会	公務災害	442	489	+47
	通勤災害	49	36	△13
	合計	491	525	+34
警察本部	公務災害	243	216	△27
	通勤災害	11	15	+4
	合計	254	231	△23

## 平成26年度 人事委員会の業務状況

[人事委員会の業務状況の公表の様式]

1 組織及び運営

(1) 委員

職名	氏名	常勤・非常勤の別	就任年月日	任期満了年月日
委員長	中澤 善則	非常勤	平成18年4月1日	平成27年8月28日
委員	大川 哲也	非常勤	平成25年10月29日	平成29年10月28日
委員	大西 有二	非常勤	平成26年10月30日	平成30年10月29日

(2) 委員会開催状況

回	開催年月日	附議案件項目
1	平成26年4月2日	<b>【協議事項】</b> 1 公平審査における審理補助員の指名について
2	平成26年4月21日	<b>【協議事項】</b> 1-(1) 不利益処分についての不服申立ての取扱いについて 1-(2) 不利益処分についての不服申立ての取扱いについて 2 管理職手当に関する規則別表第2備考第2項の規定に基づく手当額について 3 平成26年度給与支払監理の実施等について 4 旅費条例の運用方針についての一部改正について 5 地域手当に関する規則第2条第2項の規定に基づく部局の指定について <b>【報告事項】</b> 1 平成25年度苦情相談の処理状況について 2 平成25年度懲戒処分及び解雇予告除外認定申請の状況について 3 平成26年度北海道行政職員採用試験（一般行政A（第1回）等）の申込状況について 4 平成26年職種別民間給与実態調査の概要について
3	平成26年5月9日	<b>【協議事項】</b> 1 不利益処分についての不服申立ての取扱いについて <b>【報告事項】</b> 1 不利益処分についての不服申立ての取下げについて
4	平成26年5月23日	<b>【協議事項】</b> 1 平成22年（不）第1号事案に係る裁決について 2 給与における成績主義の推進について（運用方針）の一部改正について 3 船員等の旅費の支給に関する規則の一部改正について <b>【報告事項】</b> 1 平成26年度北海道行政職員採用試験（技術系A区分）の申込状況について
5	平成26年6月9日	<b>【協議事項】</b> 1 平成24年（措）第2号措置要求事案に係る判定について 2 平成24年（措）第3号措置要求事案に係る判定について <b>【報告事項】</b> 1 北海道人事委員会年報について
6	平成26年6月16日	<b>【協議事項】</b> 1 北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例案に係る意見について

回	開催年月日	附 議 案 件 項 目
7	平成26年6月27日	<b>【協議事項】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成23年度（不）第3号事案裁決に係る再審査請求について</li> <li>2 不利益処分についての不服申立ての取扱いについて</li> <li>3 不利益処分についての不服申立ての取扱いについて</li> <li>4 北海道職員等の配偶者同行休業に関する規則等の制定等について</li> <li>5 へき地学校及びその級別の指定等の一部改正について</li> </ol>
8	平成26年7月28日	<b>【協議事項】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 勤務条件に関する措置の要求の取扱いについて</li> <li>2 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部改正について</li> <li>3 主任等の級別格付基準等についての一部改正等について</li> </ol> <b>【報告事項】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成26年度北海道行政職員等採用試験（B区分）の申込状況について</li> <li>2 平成26年度北海道行政職員等採用試験（C区分）の申込状況について</li> <li>3 平成26年度身体障がい者を対象とした北海道職員等採用選考試験の実施について</li> <li>4 平成26年職種別民間給与実態調査の結果について</li> </ol>
9	平成26年8月11日	<b>【協議事項】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成26年度北海道行政職員採用試験最終合格者（一般行政A（第1回）等）の決定及び採用候補者名簿の確定について</li> </ol> <b>【報告事項】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成26年人事院勧告・報告の概要（ポイント）について</li> </ol>
10	平成26年8月22日	<b>【報告事項】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成26年度北海道行政職員等採用試験（一般行政A（第2回）等）の申込状況について</li> <li>2 平成26年度道職員給与の実態及び民間給与の状況について</li> <li>3 特地勤務手当に準ずる手当の取扱い等について</li> </ol>
11	平成26年8月26日	<b>【協議事項】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部改正について</li> <li>2 平成26年度北海道行政職員採用試験最終合格者（技術系A）の決定及び採用候補者名簿の確定について</li> </ol>
12	平成26年9月10日	<b>【協議事項】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 贈与等報告書の審査について</li> <li>2 平成26年給与勧告における公務運営に関する報告について</li> <li>3 平成26年給与勧告に向けた検討事項について</li> </ol>
13	平成26年9月26日	<b>【協議事項】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成26年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について</li> </ol>
14	平成26年9月29日	<b>【協議事項】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成26年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について</li> <li>2 級別職務分類区分の特例協議について</li> <li>3 平成24年（不）第1号事案に係る裁決について</li> <li>4 平成25年（不）第1号事案に係る裁決について</li> </ol>
15	平成26年10月20日	<b>【協議事項】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成24年（不）第2号事案に係る裁決について</li> <li>2 勤務実績に基づく昇給制度の運用に係る取扱いについて</li> <li>3 主任等の級別格付基準等についての一部改正等に伴う在職者調整について</li> </ol>
16	平成26年11月14日	<b>【協議事項】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不服申立てに係る審査の委任について</li> </ol>

回	開催年月日	附 議 案 件 項 目
17	平成26年11月26日	<b>【協議事項】</b> 1 条例案に係る意見について 2 A区分（公立小中学校等）採用試験合格者決定について 3 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について <b>【報告事項】</b> 1 平成26年全国の給与勧告等の状況について <b>【その他】</b> 1 委員長職務代理者の指定について
18	平成26年12月5日	<b>【協議事項】</b> 1 勤務条件に関する措置の要求の取扱いについて 2 平成26年度北海道行政職員採用試験（一般行政B等）及び公立小中学校事務職員採用試験（公立小中学校事務B）最終合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について
19	平成26年12月15日	<b>【協議事項】</b> 1 平成26年度北海道行政職員採用試験最終合格者（一般行政A（第2回）等）の決定及び採用候補者名簿の確定について 2 給与改定等に係る人事委員会規則等の一部改正について 3 北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正等について
20	平成26年12月25日	<b>【協議事項】</b> 1 贈与等報告書の審査について 2 平成26年度北海道行政職員採用試験（一般行政C等）及び公立小中学校事務職員採用試験（公立小中学校事務C区分）最終合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について <b>【報告事項】</b> 1 平成26年度身体障がい者を対象とした北海道職員等採用選考試験実施結果について
21	平成27年1月19日	<b>【協議事項】</b> 1 不服申立てに係る審査の委任について
22	平成27年2月3日	<b>【協議事項】</b> 1 平成22年（不）第5号事案に係る裁決について 2 職員団体の登録について
23	平成27年2月20日	<b>【協議事項】</b> 1 平成22年（不）第1号事案裁決に係る再審請求について 2 条例案に係る意見について 3 特地勤務手当等に関する規則等の一部改正について
24	平成27年2月27日	<b>【協議事項】</b> 1 贈与等報告書の審査について 2 平成27年度北海道行政職員等採用試験実施計画（案）について 3 職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部改正について

回	開催年月日	附 議 案 件 項 目
25	平成27年 3 月20日	<b>【協議事項】</b> 1 給与制度の総合的見直し等に係る人事委員会規則等の一部改正等について 2 組織機構改正等に伴う人事委員会規則等の一部改正について 3 特勤手当等に関する規則の一部改正について 4 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正について 5 教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の制定について 6 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則について 7 北海道職員倫理規則の一部改正案に対する意見について 8 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 9 北海道人事委員会の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則等の一部改正について 10 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則について <b>【報告事項】</b> 1 平成26年度給与支払監理の実施結果について
26	平成27年 3 月26日	<b>【協議事項】</b> 1 人事委員会事務局の主査以上の職にある者の任免について 2 平成25年（不）第2号事案に係る裁決について 3 平成25年（不）第4号事案に係る裁決について 4 平成26年（不）第2号事案に係る裁決について 5 平成26年（措）第1号措置要求事案に係る判定について

(3) 事務局

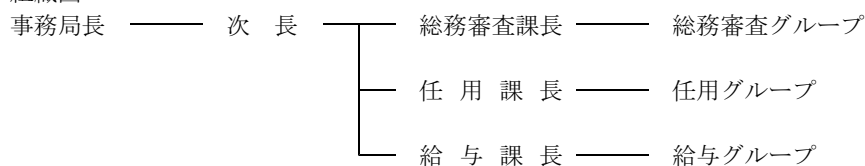
ア 職員数

(単位：人)

部次長級以上	課長級	主幹級	主査級	一般職員	計
2	3	3	9	12 ( 3)	29 ( 3)

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

イ 組織図



ウ 平成26年度予算

(単位：千円)

委員・職員費	一般庶務事務	採用試験等 実施事務	給与勧告事務	公平審査等 実施事務	労働基準法 等施行事務	合 計
266,484	10,124	17,745	2,076	1,795	1,006	299,230

(4) 国又は他の地方公共団体との連絡活動

年 月 日	活 動 内 容 ( 会 議 名 等 )	開 催 地
平成26年 4 月 11 日	全国人事委員会連合会役員会	東京都
平成26年 4 月 22 日	東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議	宮城県仙台市
平成26年 4 月 25 日	十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議	兵庫県神戸市
平成26年 6 月 20 日	全国人事委員会連合会総会	東京都
平成26年 7 月 14 日	十六都道府県人事委員会協議会事務局長会議 ( 7 /14~15)	広島県広島市
平成26年 8 月 8 日	全国人事委員会連合会役員会	東京都
平成26年 8 月 26 日	東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議 (8/26~27)	札幌市
平成26年11月10日	全国人事委員会連合会役員会	東京都
平成27年 2 月 17 日	全国人事委員会連合会役員会	東京都

2 任用関係事務

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

種 類	1 次試験日	2 次試験日	3 次試験日	最終合格発表日
A 区分試験(第 1 回)	平成26年 5 月 18 日 平成26年 6 月 22 日	平成26年 6 月 4 日 ～ 7 日 平成26年 6 月 9 日 ～ 16 日 平成26年 7 月 5 日 ～ 6 日 平成26年 7 月 17 日 ～ 18 日 平成26年 7 月 29 日 ～ 8 月 4 日	平成26年 7 月 5 日 ～ 11 日 平成26年 7 月 14 日 ～ 16 日	平成26年 8 月 13 日 平成26年 8 月 29 日
A 区分試験(第 2 回)	平成26年 9 月 7 日	平成26年10月 5 日 ～ 9 日 平成26年10月16日 ～ 20 日	平成26年11月17日 ～ 23 日	平成26年11月28日 平成26年12月18日
B 区分試験	平成26年 9 月 28 日	平成26年10月29日 ～ 31 日 平成26年11月 3 日 ～ 4 日 平成26年11月 6 日 ～ 7 日 平成26年11月10日 ～ 14 日		平成26年12月 9 日
C 区分試験	(書類選考)	平成26年10月25日 ～ 26 日	平成26年11月29日 ～ 30 日	平成26年12月26日
警察官試験(A区分)	平成26年 5 月 11 日 平成26年 9 月 21 日	平成26年 6 月 14 日 ～ 23 日 平成26年10月25日 ～ 11 月 2 日		平成26年 8 月 1 日 平成26年12月 5 日
警察官試験(B区分)	平成26年 5 月 11 日 平成26年 9 月 21 日	平成26年 6 月 14 日 ～ 23 日 平成26年10月25日 ～ 11 月 2 日		平成26年 8 月 1 日 平成26年12月 5 日



イ 競争試験の実施状況

(単位：人・%)

種 類	採用予定数	申込者数	受験者数	受験率	第1次合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
A区分試験(第1回)	257	1738	1490	85.7	956	332	4.5
A区分試験(第2回)	86	1518	958	63.1	341	118	8.1
B区分試験	135	858	689	80.3	354	207	3.3
C区分試験	30	468	468	100.0	110	40	11.7
警察官試験(A区分)	285	2137	1809	84.7	1447	315	5.7
警察官試験(B区分)	245	2034	1837	90.3	1339	371	5.0

(2) 採用選考の実施状況

(単位：人)

職	部局				計
	知 事	教育委員会	警 察	その他	
部長及びその相当職	0	0	0	0	0
次長及びその相当職	0	0	0	0	0
課長及びその相当職	0	0	0	0	0
上記以外の職	12	1	6	2	21
合 計	12	1	6	2	21

(注) 職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則に基づき、任命権者において採用選考している職を除く。

(3) 昇任選考の実施状況

(単位：人)

職	部局				計
	知 事	教育委員会	警 察	その他	
部長及びその相当職	0	0	0	0	0
次長及びその相当職	0	0	0	0	0
課長及びその相当職	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

(注) 職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則に基づき、任命権者において昇任選考している職を除く。

平成26年 給与勧告等の概要

平成26年10月3日  
北海道人事委員会

〔本年の給与勧告のポイント〕

＜本年度改定分＞

- 月例給は6年ぶり、期末・勤勉手当（ボーナス）は9年ぶりの引上げ
- 医師・歯科医師及び獣医師に対する初任給調整手当の支給限度額の引上げ
- 自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当の引上げ

＜平成27年度改定分＞

- 給与制度の総合的見直しに係る改定  
給料表の引下げ、地域手当・単身赴任手当の引上げ、管理職員特別勤務手当の支給範囲の拡大
- 寒冷地手当に係る支給地域区分の見直し
- 獣医師及び教員に係る給料表の見直し

《給与関係》

1 民間給与との比較

- ・ 道内民間事業所の約14,000人の個人別給与を实地調査し、公務と民間との4月分給与を比較した。
- ・ 比較は、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢等と同じくする者同士を対比させ、ラスパイレース方式により行った。
- ・ ボーナスについては、昨年8月から本年7月までの民間の支給実績と公務の年間支給月数とを比較した。

〈給与の較差等〉

[月例給]

民間給与 A	職員給与 B	較差 (A - B)
398,627円	減額前 397,629円	998円 ( 0.25%)
	減額後 383,279円	15,348円 ( 4.00%)

[期末・勤勉手当 (ボーナス)]

民間	職員
4.07月分	3.95月

(注)「減額前」は給与の減額措置がないものとした場合であり、「減額後」は当該措置による場合である。

2 本年度の給与改定

月例給及び特別給に係る公民較差等の状況や、人事院勧告の内容等を勘案し、職員の給与について次のとおり改定することとした。

(1) 給料表

人事院勧告の内容に準じて引上げ（若年層に重点を置いて改定し、高齢層は据置き）

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

年間支給月数の引上げ（3.95月→4.05月、0.1月分の引上げは勤勉手当に配分）

[一般の職員の場合の支給月数]

区分	6月期	12月期	合計
期末手当	1.225月(現行どおり)	1.375月(現行どおり)	2.60月(現行どおり)
勤勉手当	0.675月 → 0.725月	0.675月 → 0.725月	1.35月 → 1.45月
合計	1.90月 → 1.95月	2.05月 → 2.10月	3.95月 → 4.05月

(3) 初任給調整手当

医師・歯科医師及び獣医師に対する初任給調整手当の支給限度額を引上げ（200円～1,300円）

(4) 通勤手当

自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当を引上げ

(5) 実施時期

平成26年4月1日から実施

◇改定額・率〔行政職（一般）〕

給料	はね返り分※	計
851円 ↓ 0.21%	11円 ↓ 0.01%	862円 ↓ 0.22%

〔※地域手当など給料の月額等を算定基礎としている諸手当の増加分〕

◇平均給与等〔行政職（一般）〕（給与の減額措置がないものとした場合）

平均年齢	改定前の平均給与月額	改定額	改定後の平均給与月額
44.7歳	393,261円	862円	394,123円

### 3 平成27年度の改定

#### (1) 給与制度の総合的見直しに係る改定（人事院勧告の内容に準拠）

本年、人事院は、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しとして、民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し、官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し、公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直しを勧告した。

本委員会としては、地方公務員法第24条の均衡の原則の趣旨、さらには、国家公務員との関係における全体の奉仕者としての公務の同一性、類似性に着目し、職員の給与については、給与構造の基本的な部分に関し、国家公務員の給与制度に準ずることが適当との考え方に立ち、人事院における給与制度の総合的見直しに準じ、次の見直しを行うこととした。

- ・ 初任層及び医療職給料表(1)が適用される医師を除き、給料表を引下げ。併せて所要の号俸を増設
- ・ 地域手当、単身赴任手当を引上げ、管理職員特別勤務手当の支給範囲を拡大
- ・ 給料表の引下げに伴い、55歳を超える職員(行政職6級相当以上)の給料等の1.5%減額措置を廃止

#### (2) 寒冷地手当の支給地域区分の見直し

- ・ 新たな気象データに基づき支給地域区分を見直し

#### (3) 獣医師及び教員に係る給料表の見直し

- ・ 獣医師の職務の困難性等を考慮し、医療職給料表(2)に8級を創設
- ・ 道立学校における主幹教諭の設置に伴い、教育職給料表(高校)に特2級を創設

#### (4) 実施時期等

- ・ 平成27年4月1日から実施(55歳を超える職員の減額措置は、平成30年3月31日をもって廃止)。  
なお、地域手当及び単身赴任手当については段階的に引上げ
- ・ 給料表の引下げに伴い、激変緩和のための経過措置を設定(3年間の現給保障)

### 《公務運営関係》

#### 1 採用から退職までの視点に立った人事管理

##### (1) 将来の道政を担う人材の確保

- ・ B区分(高校卒業程度)試験合格者は、道職員の採用を辞退する者が多い傾向にあることから、道の役割や業務内容に関するPRをより一層強化するなどの取組が必要
- ・ 今後とも、平成25年度から実施している新たな試験制度の検証を随時行うとともに、道職員として働く魅力を伝えるなど、受験者確保の取組を進め、多様で優秀な人材を確保

##### (2) 人材の育成

- ・ 新規採用職員の研修については、C区分(社会人経験者)試験における年齢制限の撤廃などを踏まえ、試験区分や年齢等を考慮した研修実施の検討が必要
- ・ 職員個々にキャリアプランを考える機会を付与することや、職員研修の受講、自己啓発等の推進など、キャリアプランの形成とその実現をサポートする取組を進めていくことが重要

##### (3) 女性の活躍促進

- ・ 女性の活躍促進と登用は、多様な職務経験を付与するとともに、職員の年齢構成や男女構成などの将来推計を踏まえ、中長期的な視点に立って、計画的に推進していくことが重要
- ・ 女性の役職登用に当たっては、能力・実績に基づく人事管理を前提として、「人事施策に関する基本方針」に示される女性の活躍促進に向けた取組を着実に進めていくことが必要

##### (4) 再任用職員の能力活用

- ・ 年金支給開始年齢の引上げ時期ごとに検討するとしている国の動向を注視し、支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までに、再任用制度を早期に構築し、職員に周知することが必要
- ・ 再任用制度の検討に当たっては、再任用職員の役付職員への任用の検討など、専門知識や経験を最大限に発揮できる制度とし、公務能率の向上と組織の活性化を図っていくことが必要

#### 2 その他の勤務環境に関する課題

##### (1) 両立支援制度の活用

- ・ 女性職員の活躍促進に向けて、両立支援制度を有効に活用する方法や管理職員、同僚等を含めた職場全体の理解度を高めるための方策を検討することが必要
- ・ 庁内保育施設を設置・運営する場合には、職員にとって働きやすい職場環境が重要との視点に立った検討を進めていくことが必要

##### (2) 時間外勤務の縮減

- ・ 恒常的な長時間の時間外勤務の縮減に向けて、管理職員の業務管理のあり方を見直すことや管理職員の意識改革を促すなどの取組が必要

##### (3) 適切な職員の健康管理

- ・ 長期療養者等に占める精神性疾患を理由とする者の割合は依然として高い水準にあり、引き続きメンタルヘルス関連施策の充実に努めていくことが必要
- ・ 職員からの苦情相談には、管理職員の解決能力を高める研修や相談窓口の周知徹底、相談しやすい職場環境づくりなどの取組が必要

**(4) 服務規律の確保**

- ・ 不祥事等の再発防止に向けて、その背景や事実関係を把握・分析し、職場研修等により職員の倫理意識の向上に努めるなど、組織全体で服務規律の徹底を図ることが必要

**4 給与の支払監理の実施状況**

(1) テーマ

消費税増税等に伴う通勤手当・住居手当の手当額の改定状況

(2) 実施内容

ア 書面検査（実施：H26.11～）

- ・実施対象 ～ 職員事務課、教職員事務センター、札幌方面東警察署

イ ヒアリング

- ・実施対象及び実施日

職員事務課（H26.11.10）、教職員事務センター（H26.11.11）、札幌方面東警察署（H26.11.19）

ウ 給与制度関係者会議

(ア) 実施日

平成27年1月30日

(イ) 参集範囲

各任命権者給与制度関係者

(ウ) 議題

a 報告 ～ 平成26年度給与支払監理の実施結果について

b 意見交換 ～ ・ 再任用職員の諸手当に係る届出について

・ 昇給期における昇格・昇給該当者名簿（発令原本）の取扱いについて

・ 給与支払監理（書面検査・ヒアリング）について

・ 給与制度関係者会議のあり方について

・ 今後の支払監理に向けて

(3) 実施結果

ア及びイ ～ 指摘事項なし

ウ ～ ・ 書面検査等の実施結果を各任命権者に周知した。

・ 各任命権者が提出した議題等について、質疑応答・意見交換を行った。

**5 勤務条件についての措置要求**

(1) 係属状況

	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規要求	計(A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計(B)
							全部容認	一部容認	全部否認		
給 与	17	1	18						3	3	15
旅 費											
勤務時間											
休 暇		1	1								1
執務環境											
厚生福利											
転 任											
任 用											
その他		1	1								1
計	17	3	20						3	3	17

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判定
平成24年(措)第2号	公立学校教員	勤勉手当の回復	平成26年6月9日	棄却
平成24年(措)第3号	公立学校教員	勤勉手当の回復	平成26年6月9日	棄却
平成26年(措)第1号	病院職員	勤勉手当の回復	平成27年3月26日	棄却

(3) 完結事案の概要

ア 勤勉手当の回復：平成24年(措)第2号（要求者 公立学校教員）

<事案の概要>

要求者に対する2011年6月期の勤勉手当について、「C区分」とした成績区分を「B区分」以上に修正する措置を執るよう、北海道教育委員会に勧告すること

<判定の要旨>

◇棄却

要求者に対する評定を不当とするためには、要求者において具体的な裁量違反を明確に主張立証することが求められるところ、本件においては、校長が明確に説明しなかった、校長が要求者に敵意を抱いているなど、不平を述べるのみで、校長の裁量逸脱について具体的な主張立証はなく、その他、本件評定が裁量を逸脱していることを示す根拠は見当たらず、手続違反も認められない。

イ 勤勉手当の回復：平成24年(措)第3号（要求者 公立学校教員）

<事案の概要>

要求者に対する2010年12月期の勤勉手当について、「C区分」とした成績区分を「B区分」以上に修正する措置を執るよう、北海道教育委員会に勧告すること

<判定の要旨>

◇棄却

要求者において具体的な裁量違反を明確に主張立証することが求められるところ、本件においては、校長の説明が不適切あるいは誤りであったことを述べるのみで、校長の裁量逸脱について具体的な主張立証はない。

校長の参観時間に係る主張についても、校長の説明が虚偽であるとの客観的な証拠はなく、仮に参観時間が10時間を下回っていたとしても、そのことが直ちに裁量の逸脱とされるものではない。その他、本件評定が裁量を逸脱していることを示す根拠は見当たらず、手続違反も認められない。

ウ 勤勉手当の回復：平成26年(措)第1号（要求者 病院職員）

<事案の概要>

要求者に対する平成24年12月期の勤勉手当について、「D区分」とした成績区分を「C区分」以上に修正する措置を執るよう、北海道教育委員会に勧告すること

<判定の要旨>

◇棄却

医療事故の原因は、要求者をはじめとする当該手術に携わった各人がその義務を果たさなかったことにあることが優に認められ、北海道知事が要求者について、当該事故に係る過失を認定したことは正当であり、要求者を訓告措置としたことも正当である。

民事上の注意義務違反の存否と刑事処分の有無は必ずしも一致するものではなく、当該医療事故について、検察庁が公訴を提起しない処分としたことをもって、要求者の過失が不存在であることが証明されたことにはならない。

よって、本要求を認容すべき理由はない。

6 不利益処分についての審査請求

(1) 係属状況

区分	係属件数			処 理 件 数							翌年度 への繰 越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰 越	新 規 申 立 て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)		
							処分取消	処分修正	処分承認			
分 限 処 分	降 給											
	降 任											
	休 職											
	分限免職											
懲 戒 処 分	戒 告	4	1	5	1			1		2	4	1
	減 給	2		2								2
	停 職		1	1					1		1	
	懲戒免職	8	2	10	1	1				4	6	4
転 任												
そ の 他												
計	14	4	18	2	1			1	1	6	11	7

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	請求人	処 分 の 内 容	完結年月日	判 定
平成22年(不)第1号	教育委員会	公立学校教員	戒告	平成26年5月23日	処分承認
平成22年(不)第5号	教育委員会	公立学校職員	戒告	平成27年2月3日	処分取消
平成24年(不)第1号	警察本部	警察官	懲戒免職	平成26年9月29日	処分承認
平成24年(不)第2号	教育委員会	公立学校教員	懲戒免職	平成26年10月20日	処分承認
平成25年(不)第1号	北海道知事	知事部局職員	戒告	平成26年9月29日	処分承認
平成25年(不)第2号	教育委員会	公立学校教員	懲戒免職	平成27年3月26日	処分承認
平成25年(不)第4号	教育委員会	公立学校職員	懲戒免職	平成27年3月26日	処分承認
平成26年(不)第2号	教育委員会	高等学校教員	停職2月	平成27年3月26日	処分修正 停職1月

(3) 完結事案の概要

ア 体罰：平成22年(不)第1号(請求人 公立学校教員)

<事案の概要>

中学3年生の女子生徒Aが別のクラスの女子生徒Bの胸元を掴み威嚇していたことから、これを制止しようとした際に、生徒Aが興奮して請求者の話を聞かず、右足で机を蹴ったため、とっさに左手の平手で生徒Aの頬と首の間を1回たたいた。

<判定の要旨>

◇処分承認

請求者の行為は、攻撃的な行動をとる生徒Aを指導するためなど教育的な目的を有していたことは見て取れる。

しかし、当該行為に関して、他の生徒はたたいた音が聞こえた旨を供述しており、請求者もそれを是認する供述をしていることに加え、生徒Aにおいて痛かったであろうと思う程度であった旨を認めており、当該行為の程度が軽微なものとは認められない。生徒Aが受けた肉体的、精神的苦痛は、教育的な目的のもとでもなお甘受すべき程度にとどまるとは認めることはできず、また、生徒Aの心身に悪影響を与えたと言わざるを得ないことから、当該行為は体罰に該当すると認めることができる。

イ 勤務時間中の組合活動：平成22年(不)第5号(請求人 公立学校職員)

<事案の概要>

自校で開催した合計15回の職員団体の会議に休暇処理を行わずに出席し、町教育委員会と職員団体との話し合いに休暇処理を行わずに出席し、さらに、職員団体の会議の招集文書をファックス送信するなど、勤務時間中に休暇処理を行わずに職員団体の活動を行った。

<判定の要旨>

◇処分取消

校長が継続的に勤務時間内の職員団体の開催を容認し、他方で何らの休暇処理の手続きを求めているのであるから、請求者が懲戒処分の対象になると認識できていたとはいえず、勤務時間中の職員団体の会議は10分と短時間であり、軽微なものとも認められる。

ファックスの送信は、送信作業に要した時間に照らして軽微であり、他にも勤務時間中にファックスの利用が認められていた事情に照らせば、懲戒処分の対象になるとは認められない。

本件処分は諸事案と比した場合、本件処分が均衡を失していることは明らかであり、直ちに懲戒処分をもってしなければならないほどの違法性があるとはいえず、本件処分は処分者の裁量権を逸脱したものとして取消を免れない。

ウ 公然わいせつ：平成24年(不)第1号(請求人 警察官)

<事案の概要>

飲食店において不特定又は多数人が容易に認識できる状態で、殊更に自己の陰茎を露出してみせ、もって公然とわいせつな行為をし、警察の信用を著しく失墜させた。

<判定の要旨>

◇処分承認

請求者の行為は、違法営業の店舗において、自ら進んでステージに立ち、女性従業員に陰茎を弄ばれる姿を客に露出したもので、善良な風俗を大きく逸脱した破廉恥極まりないものである。

本件公然わいせつ行為については、請求者の実名入りで全国ニュースや全国紙で広く報道がなされており、当該報道により警察組織が受けた信用失墜は重大である。

エ 無断欠勤：平成24年(不)第2号(請求人 公立学校教員)

<事案の概要>

正当な理由なく無届で欠勤を続けており、村教育委員会から出勤するよう繰り返し指示を受けるとともに、出勤しない場合には、休暇届を提出することなどを具体的に助言しているにもかかわらず、休暇届を提出するなどの正規の手続を行うことを拒み、欠勤を続けた。

<判定の要旨>

◇処分承認

請求者は、後遺障害が残った状態で復職し、復職に当たって、無理をせず体調に合わせて仕事を行う旨の医師の意見が付されており、村教育委員会が指示した職務が過重であると主張するが、その主張は認めることができず、また、職場の環境整備が整うまでは出勤できない旨を宣言したにとどまり、休暇取得の請求を行ったとはいえないことから、無断欠勤の状態が続いていたといえる。

オ 迷惑行為：平成25年(不)第1号（請求人 知事部局職員）

<事案の概要>

酒に酔った状態で女性を飲みを誘った際、当該女性の肩を抱いたことにより、当該女性に恐怖や不安を与えた。

<判定の要旨>

◇処分承認

請求者は、自らはいわゆる美人局の被害者であり、女性が恐怖や不安を感じていたことはないとするが、その理由として述べるところは、不自然な点が多く採用することができない。

請求者の行為は、女性に恐怖や不安を与えたと優に認めることができ、公務員としての職の信用性を著しく傷つけるものである。

カ 著作権法違反：平成25年(不)第2号（請求人 公立学校教員）

<事案の概要>

著作権法違反になることを認識しながら、市販の音楽作成ソフトウェアを著作権者に無断で複製したうえでインターネットのオークションサイトに出品し、合計60本を販売して計30万円の収入を得た。

<判定の要旨>

◇処分承認

請求者は教員という高い倫理観が求められる教育公務員であるところ、自分も違法コピー品の販売をやってみたら小遣い稼ぎになるかもしれないなどと思ったことを契機として本件非違行為に及んだと証言しており、動機について斟酌に値しない。

請求者は、違法性を認識しながらオークションサイトへの出品を繰り返し、この間、取引相手から違法コピー製品であることの確認や返品があったにもかかわらず、販売を繰り返していたものであり、その行為は悪質といわざるを得ず、請求者に刑事罰が問われなかったことをもってしても、懲戒免職という判断が裁量を逸脱したとすることはできない。

キ 諸手当の不正受給：平成25年(不)第4号（請求人 公立学校職員）

<事案の概要>

自己所有のアパートに入居しているにもかかわらず、賃貸住宅に居住しているとする虚偽の書類を提出するなどにより、総額286万2,000円を不正に受給した。

<判定の要旨>

◇処分承認

本件において、請求者は、虚偽の契約書等を用いて住居手当の認定を受けるほか、不正受給の期間は8年10か月に及び、総額も286万2,000円と多額であるという事実から、悪質な行為であると認めることができ、虚偽の家賃納付台帳を提出し続けるなど、その手口は巧妙かつ大胆である。

ク わいせつ文書の配付：平成26年(不)第2号（請求人 高等学校教員）

<事案の概要>

請求者が担当するマーケティングの授業中に、男性が女性にわいせつな行為をする内容が含まれている自作の文書1枚を生徒39名に配布し、生徒に不快感を与えた。

<判定の要旨>

◇処分修正

請求者が配布した文書には、性的な描写がなされていることは明らかであるが、セクハラ概念は非常に広汎であり、非常に軽微な類型から深刻なものまで、その内容や程度は千差万別である。

処分者において過去事例と本件とにおけるセクハラ行為の内容や程度を具体的に斟酌、検討した様子は窺えず、本件処分は過去の停職2月とされた事例との不均衡が生じており、裁量を逸脱している。

7 労働基準監督機関としての職権の行使

(1) 対象事業場

区分	労基法別表第1第12号	官公署	計
事業場数	288	236	524



(2) 特定機械等の設置及び検査状況（平成26年度末現在）

区 分	ボイラー	第一種圧力容器	ゴンドラ	クレーン	合 計
前年度末設置数 A	716	246	1	3	966
落成検査実施数 B	2	2	0	1	5
変更検査実施数	0	3	0	0	3
使用再開検査実施数	13	0	0	0	13
廃 止 数 C	8	10	0	1	19
今年度末設置数 A + B - C	710	238	1	3	952

8 公平委員会の事務の受託

団 体 名	受託年月日
北海道市町村職員退職手当組合	昭和37年9月1日
北海道市町村備荒資金組合	昭和37年9月1日
北海道市町村総合事務組合	昭和37年9月1日
苫小牧港管理組合	昭和40年11月1日
石狩湾新港管理組合	昭和53年11月1日